

# 解 説

J. Jpn. Soc. Colour Mater., 93 [6], 170-174 (2020)

## —小特集 環境調和型印刷およびインキの最近の動向—

### 食品容器包装材料に関する各国の法規制状況—PLと印刷インキの動向—

西 秀樹\*†

\*西包装専士事務所 埼玉県入間郡三芳町みよし台3-1 C-505 (〒354-0042)

† Corresponding Author, E-mail: west24hy@nifty.com

(2020年2月25日受付, 2020年4月9日受理)

#### 要 旨

日本では改正食品衛生法が2020年6月1日に施行され、国による樹脂のPLが制定される。しかし、PLは完成まで後1～2年かかる見込みであり、印刷インキの審議は今後の課題となっている。印刷インキに関しては、EUの審議が続行中であり、今後の動きが注目される。

キーワード：PL (positive list), NL (negative list), 食品衛生法, 印刷インキ

#### 1. はじめに

食品包装の法規制に関しては、国内外で国際的整合化の動きが見られる。日本では改正食品衛生法が2020年6月1日に施行され、HACCPの段階的義務化による普及率向上、食品製造へのGMPの導入とともに国による樹脂のPL (Positive list) 制度化が図られることになった。今後、日本の食品輸出拡大のためには、まずは法整備が必須なのである。しかし、日本の法規制は先行する欧米中と比較して未だ課題が多く、印刷インキや紙の規制に関しては、これからの課題とされている。

本稿では、世界各国の食品包装の法規制に関し、印刷業界にも関連の深いPLと印刷インキの動向を紹介する。

#### 2. 日本の食品衛生法の改正と PL 制度化進捗状況

##### 2.1 食品衛生法の現状と課題<sup>1-3)</sup>

日本における食品衛生規制の基本は、食品衛生法である。この法律で最初に規定されたのは、戦後復興期において貴重な栄養源であった牛乳や乳製品に関する規制である。乳等省令と呼ばれているが、このような乳製品だけの規制は欧米にはなく、科学的根拠も曖昧であることから、厚労省はPL制度化と合わせて2020年6月1日から次に示す告示第370号に統合された。

一方、乳製品以外の食品に関しては、1959 (昭和34) 年告示第370号の規格がある。この規格の対象は、ほとんどが容器包装であり、樹脂などの原材料の規格は着色に使用する着色料のみである。この一般食品の原材料に関しては、国ではなくポリオレフィン等衛生協議会 (ポリ衛協) などの業界団体が自

主基準を制定している。樹脂は、安全性を評価して認可された物質をリスト化するPLであるが、印刷インキはカドミウムなどを使用しない有害物質をリストにしたNL (Negative List) である。この樹脂のPLは、世界で唯一日本独自の仕組みであり、国内では業界標準的に定着しているが、海外での知名度は低く、輸入品のほとんどは原材料の適合性をチェックせずに流通しているのが日本の現状である。これは食品交易が拡大する中、食の安全の面から日本の大きな課題となっていたのである。日本の規制の仕組みのイメージを図-1に示す。

##### 2.2 食品衛生法改正の趣旨<sup>4)</sup>

今回の改正の趣旨を表-1に示す。厚労省は、輸入食品の増加、下げ止まり傾向である食中毒発生数の抑制、さらには2020年東京五輪・パラリンピックの開催やわが国の食品の輸出促進等を見据え、国際整合的な法整備を進めることとなった。今回の改正のキーワードは、HACCP, GMP, PLの三つである。HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害要因分析重要管理点) は、大手企業の普及率は約9割であるものの、中小では約3割に留まっており、普及率向上のために段階的に義務化となった。GMP (Good Manufacturing Practice: 優良製造規範) は、日本では医薬品製造に限定されており、漸く本改正により食品製造にも導入となった。樹脂のPLは、海外では



〔氏名〕 にし ひでき  
〔現職〕 西包装専士事務所 代表  
〔趣味〕 クラシック音楽  
〔経歴〕 1971年三菱ケミカル㈱入社。おもに樹脂の研究開発を担当後、本社品質保証部勤務、日本包装専士会元会長。

原材料	業界自主基準 (ポリオレフィン等衛生協議会等) ①樹脂、添加剤、色材: ポジティブリスト (PL) ②紙、接着剤、印刷インキ: ネガティブリスト (NL)
器具及び容器包装	厚生労働省: 食品衛生法 (告示、省令、通達等) : 乳等省令 (規格は一般食品の略2分の1、原材料の規定あり) : 告示第370号 (一般食品、原材料は着色料のみ)
↓	
車の両輪的關係	『2つ合わせて欧米と略同等』 : 日本独自の伝統的な仕組み (約40年間。輸入原材料は殆どチェック無し) : 厚生労働省は、2020年6月1日からPL制度化施行

図-1 日本の食品包装規制の仕組み